

29 監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成29年1月27日に福岡市長から行政監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月9日

福岡市監査委員	森	英	鷹
同	国	分	徳彦
同	齋	田	雅夫
同	篠	原	俊

1 監査報告と措置の件数

28 監査公表第8号（平成28年5月26日付 福岡市公報第6303号(別冊2) 公表) 分
 (準公金の取扱いについて) . . . 3件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

28 監査公表第8号（平成28年5月26日付 福岡市公報第6303号(別冊2) 公表) 分
 (行政監査)
 (事務)

1 準公金の取扱いについて

(監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)

監査の結果	市の見解
<p>1 準公金団体のチェック体制の整備</p> <p>準公金の適切な取扱いを確保するためには、事務に従事する係長の承認を経て、経理責任者である課長が決裁を行う過程で、事務処理のチェックを適切に行うことが大切である。このため、準公金の取扱いに関するルールを所管する総務企画局におかれては、現行の要領の見直しを行い、係長の行うべき事務について明確に規定するとともに、各団体がチェック体制を整備する上で参考となるモデル例を作成されたい。</p>	<p>準公金の事務処理のチェック体制の整備については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」（以下「要領」という。）及び「モデル経理規程」を改正し、これまで、経理責任者（課長）と事務取扱者（担当者）のみの規定であったものを、経理主任者（係長）に関する規定を加えるとともに、点検チェックリスト及び点検結果報告書や帳簿の点検の実施方法についての参考例を追加するなどチェック体制の強化を図り、平成28年6月21日付で各所属長へ通知した。</p>

<p>また、要領で示されている標準様式の中で、事務処理をチェックする観点から改善が望ましいものが見受けられたことから、標準様式の見直しを検討されるとともに、改めて要領について関係部署への周知徹底を図りたい。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	
<p>2 準公金の取扱事務の支援体制強化</p> <p>準公金は、市政運営の必要性から本市の公金に準じて取り扱っているものであり、公金と同様に厳正に取り扱わなければならない。しかしながら、準公金団体の事務に従事している職員に、その認識が十分にあるとは言い難く、また、準公金の取扱いに関するルールを理解や実務経験が不足している面も見受けられる。</p> <p>このため、総務企画局におかれては、職員が事務処理の基本的なルールを習得できるよう、経理実務に即したマニュアルや記載例を作成するとともに、研修の実施や職員からの問い合わせ、相談への対応などの支援体制を充実されることが望まれる。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>準公金の取扱事務の支援体制の強化については、「公金支出等の適正処理の強化に向けた管理監督者研修」において、課長級職員を対象として実施してきた準公金に関する研修を、係長級職員を対象として平成28年6月と8月に計3回実施した。</p> <p>また、要領の改正に合わせて、予算整理簿等の予算関係参考様式の追加や、標準様式である収入支出経理簿の記載例等の充実を図った。</p>
<p>3 準公金団体への市の関与のあり方の検討</p> <p>事前調査において、設立から5年以上を経過している151団体のうち、118の団体が今後も本市が事務局を担うことを含めて団体を継続すると回答しており、団体のあり方について検討することは予定されていない。</p> <p>準公金の管理については、やむを得ない事情があると認められる場合は、本市の職員が団体の事務を行うことができるが、本来は、団体の事務を行うことが基本とされているものである。</p>	<p>準公金の管理については、やむを得ない事情があると認められる場合は、本市の職員が団体の事務を行うことができるが、本来は団体で行うことを基本としていることを踏まえ、改めて準公金団体のあり方及び市の関与のあり方について適宜検討するよう平成28年5月17日付で各局へ通知した。</p>

このため、各所管部局におかれては、団体のあり方について適宜検討していくことはもとより、「福岡市補助金ガイドライン（平成 25 年 10 月策定）」において、事業の自立を促すことを目的に、原則として全ての補助金に平成 28 年度末までの終期を設定した上で、補助効果の検証を行うこととなっていることも踏まえ、準公金団体が行っている各事業が本市の施策推進に寄与しているかその有効性などを改めて検証した上で、本市の職員が団体の事務を行う必要性について検討されるよう要望するものである。

(行政マネジメント課)